

4月8日(日)

鳥取県知事選挙 鳥取県議会議員一般選挙

投票時間は午前7時から

午後8時まで

町内22カ所の投票所で午前7時から一斉に投票が始まり午後8時で締め切られます。

注 次の投票所は終了時間が繰り上げとなります。

田河内・鳥越……………午後5時まで
洗井・白地……………午後6時まで

入場券を忘れずに

投票所入場券は郵便によって皆さんの自宅にお届けします。

投票所入場券は投票日まで大切に保管し、投票所に必ずご持参ください。

なお、入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている住所地の投票所に行けば投票できますが、町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票日に投票できない方は

期日前投票か不在者投票を

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をすることができます。

ただし、岩美病院など指定施設に入院している方、選挙期日には二十歳を迎えるが、それ以前においては十九歳である方等は従来の不在者投票をすることとなります。

《期日前投票・不在者投票の期間》

○鳥取県知事選挙

3月23日(金)～4月7日(土)

○鳥取県議会議員選挙

3月31日(土)～4月7日(土)

同日に知事・県議両方の投票ができるのは3月31日からになります。

【時間】 午前8時半～午後8時

【場所】 岩美町役場

開票は午後9時から

開票は岩美町中央公民館講堂で行います。開票の参観は有権者であればどなたでもできますが、開票所の秩序を乱さないようにお願いします。

投票用紙の色

鳥取県知事選挙 白色
鳥取県議会議員選挙 薄い黄色

今回の選挙人名簿に
登録される方

○年齢要件

昭和62年4月9日以前に生まれた方

○住所要件

鳥取県知事選挙は平成18年12月21日以前に鳥取県議会議員選挙は平成18年12月29日以前に転入し、転入届を提出して、引き続き3ヶ月以上岩美町に住所を有する方

ただし、投票日の前日までに鳥取県知事選挙は県外(県内転出者は県内に住所を有する証明書が必要)、鳥取県議会議員選挙は町外に転出した方は、投票できません。(転出するまでに期日前投票したものは有効です。)

問い合わせ先

岩美町選挙管理委員会

☎七三一・一四一一(岩美町役場内)